

「第8期鈴鹿市障害福祉計画」及び「第4期鈴鹿市障害児福祉計画」 の策定について

令和8年度は、現行計画の最終年度となるため、令和9年度からの新たな計画の策定作業を行います。

1 現行計画について

(1)計画名称:

「第7期鈴鹿市障害福祉計画」及び「第3期鈴鹿市障害児福祉計画」

(2)計画期間:

3年間（令和6年度～令和8年度）

(3)計画の趣旨:

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」により、国の定める基本指針に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保や障害児通所支援等の提供体制を確保し、円滑な支援提供に関する計画を定める。

(4)計画の主な構成:

現状の障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供状況を把握し、3年間に必要な量の見込みを設定するとともに、国の定める基本指針に掲げられた即すべき事項の実現に向けた取組を定めている。

また、市が地域の実情に応じて実施する、地域生活支援事業の考え方及び内容、各年度における量の見込みを定めている。

(5)現行計画の課題、現行計画策定後の社会状況等の背景の変化について:

現行計画は、令和5年度の基本指針に基づく計画であり、計画期間満了後に対し、国が現在策定中の新たな基本指針に基づき計画の作成を行うものである。

2 新たな計画について（現行計画期間終了に伴う策定 又は 新規策定の場合）

(1)本計画に関連する総合計画の基本施策番号:

- 221 一人ひとりのニーズに応じた障がい福祉サービスの提供
- 222 障がい者の自立と社会参加の支援

(2)策定の根拠となる法令・条例の名称及び条項 / 通知・要綱等の名称:

- ・ 障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

・児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(3)計画期間等

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
総合計画 2031(前期)				総合計画 2031(後期)			
第 4 期障害者計画(すずかハートフルプラン 2029)							
第 7 期障害福祉計画 第 3 期障害児福祉計画			第 8 期障害福祉計画 第 4 期障害児福祉計画				

①計画の期間:

3 年間 (令和 9 年度～令和 11 年度)

②新たな計画の開始時期:

令和 9 年 4 月

(4)現行計画からの課題や「個別計画」の役割を踏まえ、改善すべき要素、新たに盛り込むことを検討すべき要素等:

国の定める基本指針の改定に即して策定する。(令和 8 年 4 月改正予定)

3 策定(改定)プロセスについて

(1)作業時期:

令和 8 年度

(2)作業体制

①外部人材を含む審議会・策定委員会等の設置について:

障害者総合支援法第 88 条第 9 項に規定する「市町村障害福祉計画の策定等に係る審議」を担う、鈴鹿市障害者地域自立支援協議会により審議を行う。

なお、障害者基本法第 36 条第 4 項に規定する「市町村障害者計画の策定その他の障害者施策の推進に係る審議」を担う、鈴鹿市障害者施策推進協議会には適時報告を行う。

②会議体の想定規模、想定開催回数:

・鈴鹿市障害者地域自立支援協議会…委員 25 名 2～3 回程度開催を想定

③会議体の想定参画主体、所属等:

- ・ 鈴鹿市障害者地域自立支援協議会
- …障がい者及び関係団体、障害福祉サービス事業者、関係機関の代表者により構成された附属機関

(3)スケジュール概要:

時 期	内 容
令和8年4～5月	障がい福祉サービス事業所アンケート
令和8年5～8月	事業所向けの各連絡会における骨子・計画（素案）の協議
令和8年7～10月	鈴鹿市障害者地域自立支援協議会に説明 （計画案の審議） 鈴鹿市障害者施策推進協議会 報告
令和8年11～12月	パブリックコメント実施
令和9年3月	公表